

地域経営（５）

何年か前に、名称変更とともに「県民サービスコーナー」がデパートから官庁へ移転したが、毎月１回以上の土曜日利用の検討をお願いしたい。（豊川市、４０代男性）

〔回答〕

県民サービスコーナーにつきましては、平成１４年度の地方機関の再編の中で、消費生活センターとの統合により新たに県民生活プラザとして発足し、より一体的、効率的な県民サービスの提供を行っております。

ご指摘の土曜日の利用につきましては、現在中央県民生活プラザ土・日相談コーナーに集約して、主として電話で県民相談及び消費生活相談を行っておりますのでご理解をいただきたいと存じます。

また、旅券の交付業務につきましては、愛知県旅券センターのほか東三河県民生活プラザ旅券コーナーにおいても日曜日に行っております（同コーナーでは、消費生活情報紙「あいち暮らしっく」など県発行のパンフレットの配布も行っております。）

今後とも、県民生活プラザの一層のサービスの充実と県民の皆様へのＰＲに努めてまいりますのでよろしく申し上げます。

（参考）

- ・中央県民生活プラザ土・日相談コーナー
名古屋市東区上野杉町１ 愛知県女性総合センター２階
県民相談 電話 052-962-5100（9:00～16:30）
消費生活相談 電話 052-962-0999（9:00～16:00）
- ・東三河県民生活プラザ旅券コーナー
豊橋市駅前大通２－３３－１ 開発ビル４階
電話 0532-55-2620（9:00～17:00）

【県民生活部県民生活課】

愛知県の公共施設も月曜日休館が多いようだが、県として市と一体的に検討願えないだろうか。

（春日井市、７０代男性）

〔回答〕

公共施設に関しまして貴重なご意見をいただきありがとうございました。

県民の皆様にご利用いただいております施設には、県が設置管理しているものや市町村が設置管理しているものなどがございます。

このうち本県が設置管理している施設の定休日をみますと、ご指摘のとおり月曜日が定休日となっているものが大半となっております。

しかしながら、例えば、愛知こどもの国や海南こどもの国では、臨時開業日を設けたり夏休み期間中を無休とするなどの取組を行っており、また、都市公園につきましては、無料施設などは年中無休とするなど、施設によってはサービスの拡大に努めているところです。月曜日が定休日の施設につきましても、お手数ですが、一度施設にお問い合わせいただき、こういった機会に是非ご利用いただければと思います。

ご指摘のとおり、施設の開館日を増やすことにつきましては、人の手配や経費が必要となりますことから、ご要望にお応えしきれない面はございますが、ご意見にありましたようなボランティアやNPO等との協働の点も含めまして、引き続き県民の皆様方に利用していただきやすい施設を目指して努力してまいりたいと考えております。

なお、市町村が設置管理している施設につきましては、この地方分権の時代におきまして、県と市町村はあくまでも対等・独立の関係であり、県が市町村に対し強制的な指導を行うことはできませんが、機会を捉えて意識喚起を図ってまいりたいと思います。

今後とも県の施策に一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

【総務部総務課】

先日、豊田加茂県民生活プラザで食品ダイジェストと言う情報誌を見つけたが、他のいろいろな情報誌についても閲覧だけでもできるようにしてほしい。 (豊田市、40代女性)

〔回答〕

ご要望のありました情報誌につきましては豊田加茂県民生活プラザでは配架していませんが、確認したところ、当該情報誌は県民生活プラザに隣設されております豊田市の消費生活センターが購入して閲覧コーナーに設置しております。

同センターによりますと、このコーナーには消費生活に関係する図書を閲覧用に置いているということで、その一つとして食品関係の情報誌を置いているということです。

【県民生活部県民生活課】

愛知県が第2の夕張にならないよう、財政の健全化に向けた2つの基本的な提案をしたい。

知事、県会議員、県職員等地方自治に携わる職員全員が公僕としての手本を率先して示し、仕事の面でも私生活の面でも「李下に冠を正さず」の姿勢を貫いてほしい。悪質な自動車税や県営住宅の家賃滞納者などに対し、逃げ得を許さない断固たる徴収の執行を図る。

(小坂井町、50代男性)

〔回答〕

県の財政運営につきまして貴重なご意見をありがとうございます。

ご指摘のとおり、国・地方を通じて危機的な財政状況であり、本県におきましても厳しい財政運営を余儀なくされており、早期の財政の健全化は喫緊の課題となっております。

本県では「愛知県第三次行革大綱」(平成10年12月策定)、「改訂愛知県第三次行革大綱」(平成13年12月策定)そして平成17年2月に策定いたしました「あいち行革大綱2005」により、絶え間なく行財政改革に取り組み、定数削減や事務事業の見直し等により徹底した経費の削減を行っております。

特に財政面においては、公債費の上昇を長期的に抑制するため、臨時財源対策債や減税補填債といった国の事情で発行せざるを得ないものを除いた県債の新規発行額の抑制に取り組み、平成22年度において、県債を除く歳入が、過去の県債に係る公債費(元利償還金と公債諸費)を除く歳出を上回る状態であるプライマリーバランスの黒字化をめざしているところであります。

次に頂いたご提案についてお答えいたします。

につきましては、県職員に対する県民の皆様からの信頼があってこそ、県政を円滑に運営していけるものと考えております。そのためには、職員が全体の奉仕者としての意識を強く持つことはもちろんのこと、それぞれの職員が倫理観を持ち、公共の利益のために職務にあたらなければなりません。

今後とも、職員の研修や会議など、様々な機会をとらえて、公務員の倫理の高揚と服務規律の徹底について、職員に働きかけていきたいと考えております。

において、まず、自動車税に限らず滞納税金の徴収に関しては、自主納付がされない滞納者の財産を差押え、公売などにより滞納税金へ充当しておりますが、今後も、適正かつ公平な税負担の実現に取り組んでまいります。

また、県営住宅の家賃収納につきましては、県営住宅管理業務の一環として指定管理者である愛知県住宅供給公社が、納付指導及び収納事務等の業務を行っております。家賃滞納者へは、公社におきまして県の発行した督促状の発送を行う他、電話・催告・呼出しによる納付指導、連帯保証人への納付協力依頼などを行っております。また、家賃の収納につきましては、県内8か所に設置されております愛知県住宅供給公社住宅管理事務所等の事務所内において現金の収納を行う他、月に最低1回は夜間などに住宅を訪問することにより催告状を手渡し、家賃の回収を行っております。更に、平成17年度より公社に家賃徴収を専門に行う者を配置し、収納体制の強化を図ったところです。

悪質な滞納者に対しましては、県において賃貸借契約を解除するとともに住宅の明け渡しを請求しております。契約解除後も住宅を明け渡さない滞納者に対しては、訴訟を提起し、住宅の明け渡し、家賃、損害金等を請求しております。勝訴判決後も住宅を明け渡さない滞納者に対しては、強制執行により家屋の明け渡し及び動産の差押えを行うなど、今後におきましても、家賃滞納者に対しては厳格に対応してまいります。

以上のように、引き続き本県の財政健全化に向け努力してまいりますので、今後ともご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。【総務部総務課、財政課、税務課、人事担当局人事課】
【建設部建築担当局公営住宅課県営住宅管理室】

平成の大合併により、県内でもいろいろな市が誕生したが、中には解消とか物別れになったところもあると聞く。愛知県としては今後、どのような支援や計画があるのか。

(高浜市、20代男性)

〔回答〕

市町村合併につきましては、まずは地元の市町村や住民による自主的・主体的な議論が大切であると考えております。

愛知県では「市町村の合併の特例等に関する法律」に基づき、平成18年12月18日に「愛知県市町村合併推進構想」を策定し、この中で自主的な市町村の合併推進の必要性を示すとともに、当面取り組むべき具体的な合併の組合せ(構想対象市町村)や、引き続き合併を検討すべき市町村を示し、関係市町村の取組を促しております。

また、合併市町村に対する支援では、職員の派遣や、愛知県合併市町村特例交付金の交付等、合併後のまちづくりを応援するため、人的・財政的支援を行っております。

今後も、「市町村の合併の特例等に関する法律」の期限である平成22年3月末に向けて、引き続き市町村の自主的な合併の取組を積極的に支援してまいります。

【総務部市町村課市町村合併支援室】